

★技能講習

※講習料金には教材費、消費税が含まれています。※経験には証明が必要です。

種 別	受講コース	現在持っている資格・所持免許及び経験 (一定の免除を受けられます)	単 位 (時間数)	講習料金
車両系建設機械 (整地等) 整地・運搬・積込み及び掘削用 機体重量3t以上無制限	特例 (1日間)	◎車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	学科 4 実技 2	16,100
	A (2日間)	◎建設機械施工技師2級4～6種所持者	学科 5 実技 5	28,300
	B (2日間)	◎大型特殊自動車運転免許所持者 ◎不整地運搬車運転技能講習修了者 ◎特別教育(整地等)修了後3ヶ月以上の実務経験者で 大型又は普通自動車運転免許所持者	学科 9 実技 5	32,300
	C (3日間)	◎特別教育(整地等)修了後6ヶ月以上の実務経験者 (運転免許不要)	学科 13 実技 5	36,300
	D (5日間)	◎車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習修了者	学科 9 実技 25	70,800
	E (6日間)	◎上記以外の方(未経験者基本コース)	学科 13 実技 25	72,800
小型移動式クレーン つり上げ荷重1t以上5t未満	特例 (2日間)	◎鉤山保安法の移動式クレーン(つり上げ荷重5t以上) 運転業務1ヵ月以上の経験者	学科 13 実技 0	16,800
	A (3日間)	◎玉掛け技能講習修了者 ◎床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ◎クレーン・デリック・揚荷装置運転士免許所持者	学科 10 実技 6	37,300
	B (3日間)	◎建設機械施工技師2級2種又は6種所持者 ◎車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習修了者	学科 10 実技 7	41,300
	C (3日間)	◎移動式クレーン又はクレーン特別教育修了後6ヶ月 以上の実務経験者	学科 13 実技 6	40,800
	D (3日間)	◎上記以外の方(未経験者基本コース)	学科 13 実技 7	44,800
玉 掛 け つり上げ荷重1t以上	特例A (3日間)	◎つり上げ荷重1t未満のクレーン・移動式クレーン又は デリックの玉掛け業務6ヶ月以上の経験者 (玉掛け特別教育修了者)	学科 11 実技 4	24,700
	特例B (3日間)	◎つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛けの 補助作業業務6ヶ月以上の経験者 ◎制限荷重1t未満の揚荷装置の玉掛けの業務 6ヶ月以上の経験者	学科 11 実技 5	26,800
	A (3日間)	◎クレーン・移動式クレーン・デリック・揚荷装置 運転士免許所持者 ◎小型移動式クレーン・床上操作式クレーン運転 技能講習修了者	学科 9 実技 6	26,300
	B (3日間)	◎つり上げ荷重5t以上のクレーンの運転又はつり上げ 荷重1t以上の移動式クレーンの運転業務6ヶ月以上 の経験者 ◎クレーン・移動式クレーン・デリック・揚荷装置の特別 教育修了後6ヶ月以上の業務経験者	学科 12 実技 6	30,200
	C (3日間)	◎上記以外の方(未経験者基本コース)	学科 12 実技 7	32,300
高所作業車 作業床の高さ10m以上無制限	A (2日間)	◎移動式クレーン運転免許所持者 ◎小型移動式クレーン運転技能講習修了者	学科 6 実技 6	40,300
	B (3日間)	◎大型・普通・大型特殊自動車(限定なし) 運転免許所持者 ◎車両系建設機械(整地等・解体用・基礎工用) 運転技能講習修了者 ◎不整地運搬車運転技能講習修了者 ◎フォークリフト運転技能講習修了者 ◎ショベルローダー等運転技能講習修了者	学科 8 実技 6	42,300
	C (3日間)	◎上記以外の方(未経験者基本コース)	学科 11 実技 6	45,600
フォークリフト 最大荷重1t以上無制限	A (2日間)	◎大型特殊自動車運転免許(カタピラ限定を除く)所持者 ◎特別教育(フォークリフト)修了後3ヶ月以上の実務 経験者で大型又は普通自動車運転免許所持者	学科 7 実技 4	13,000
	B (3日間)	◎特別教育(フォークリフト)修了後フォークリフトの運転 の業務6ヶ月以上の経験者	学科 11 実技 4	15,000
	C (5日間)	◎大型・普通自動車運転免許所持者 (フォークリフト運転経験なし)	学科 7 実技 24	35,000
	D (5日間)	◎上記以外の方(未経験者基本コース)	学科 11 実技 24	39,500

種 別	資格・所持免許及び経験	学科	実技	日数	講習料金
小型車両系建設機械 (整地等) 機体重量3t未満	不要	7時間	6時間	2日間	20,000
締め固め用機械(ローラー) 機体重量制限なし	不要	6時間	4時間	1.5日間	17,000

特別教育修了後の経験で免除を希望される方へ

科目免除に該当する要件確認資料として特別教育修了証または特別教育実施記録の写し、さらに業務経験に使用した機械の**特定自主検査記録表**の写しが必要です(玉掛けを除く)。またリース契約書の写しなどの業務経験期間に該当する機械があったことを証明する書類が必要です。

※特別教育修了後の経験が必要なコースを受講される方は事業主証明だけでは受講できません「技能講習申込書」への経験証明の他に上記の書類が必要になります。

受講当日に持参いただくもの

- ①受講料(お振込みの場合は前日までにお振込み願います)
- ②運転免許証・各種技能講習修了証
- ③受講申込書(経験証明不要の方は当日記入していただきます)
- ④印鑑(シャチハタなどスタンプは不可)
- ⑤写真2枚(3.0×2.4cm運転免許証サイズ 当センターでも撮影可 4枚組1,000円)
- ⑥筆記用具
- ⑦電卓(玉掛け技能講習を受講される方)
- ⑧実技に適する服装・靴・手袋(軍手可)・天候により雨具・冬季は防寒着・昼食
- ⑨当センターで受講経験のある方は当センター交付の修了証を持参・提出ください。
提出いただけない場合は新しい修了証の交付ができません。

振込用口座 ● 花巻信用金庫二枚橋支店 普通 口座No. 0117631 岩手教習センター
 ● 北日本銀行花巻支店 普通 口座No. 5256181 岩手教習センター
 ● 花巻農業協同組合湯元支店 普通 口座No. 0000790 岩手教習センター
 いづれかにお願いします(振込手数料はご負担願います)

建設教育助成金制度の手引き

●助成金制度とは

この制度は、中小企業の事業主の方が教育訓練・実技実習をした場合に、その受講料の一部と、講習に要した日当の一部を事業主の方に、雇用・能力開発機構から助成金を支給されるという建設業のみに適応される制度です。

●助成金制度を受けることの出来る中小企業とは

- ・資本金3億円以下又は常用労働者300人以下の建設業
- ・雇用保険率が1000分の18であること (雇用保険率は変動します)
- ・保険料を過去2年間に越えて滞納していないこと
- ・受講者が被保険者であること

以上の条件を満たしている建設業が助成金支給の対象企業です。

●建設業とは

- | | | | | |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 土木工事業 | 2. 建設工事業 | 3. 大工工事業 | 4. 左官工事業 | 5. 鳶・土工工事業 |
| 6. 石工工事業 | 7. 屋根工事業 | 8. 電気工事業 | 9. 管工事業 | 10. タイル工事業 |
| 11. 煉瓦工事業 | 12. ブロック工事業 | 13. 鋼構造物工事業 | 14. 鉄筋工事業 | 15. 舗装工事業 |
| 16. しゅんせつ工事業 | 17. 板金工事業 | 18. ガラス工事業 | 19. 塗装工事業 | 20. 防水工事業 |
| 21. 内装仕上工事業 | 22. 機械器具設備工事業 | 23. 熱絶縁工事業 | 24. 電気通信工事業 | 25. 造園工事業 |
| 26. さく井工事業 | 27. 建築工事業 | 28. 水道施設工事業 | 29. 消防施設工事業 | 30. 清掃施設工事業 |

●助成金の対象となる講習科目

車両系建設機械運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習・高所作業車運転技能講習

●助成金制度に関する詳しいお問い合わせは

〒025-0002 岩手県花巻市天下田69-1 TEL 0198-23-5378 FAX 0198-23-5463
 独立行政法人 雇用・能力開発機構岩手センター まで